

平成20年

第4回市議会定例会 議案第24号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」を「第65条」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「および第3号」を「から第4号まで」に、「第3号）」を「第3号および第4号）」に改め、同項第1号中「第13条」を「第4号、第13条第1項および第62条第1項第1号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第6条第2項中「および第3号」を「から第4号まで」に改める。

第7条第2項中「および第3号」を「から第4号まで」に、「同項第3号」を「同項第3号および第4号」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を得ようとする者または当該承認を得ようとする者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第31条第4項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「第13条」を「第13条第1項」に、「第14条」を「第14条第1項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入居者が第63条の規定による勧告に従わなかったとき。

第38条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第45条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第47条第1項に次の1号を加える。

(5) 暴力団員でないこと。

第58条の9第1項に次の1号を加える。

(4) 駐車場を使用しようとする者が暴力団員でないこと。

第63条を第65条とし、第62条を第64条とし、第61条の次に次の2条を加える。

(意見の聴取)

第62条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第8条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込みをした者と現に同居し、または同居しようとする親族

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする者

(3) 第14条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者および当該承認を得ようとする者と現に同居する者

(4) 第58条の10第3項の規定による決定をしようとする場合 駐車場を使用しようとする者

2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者および同居者が暴力団員であるかどうかについて、警

察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第63条 市長は、前条第2項の意見が述べられた場合において、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対し、市営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の函館市営住宅条例第8条第1項の申込み、第13条および第14条の承認に係る申請ならびに第58条の10第1項の申込みであって、この条例の施行の際当該申込みまたは申請に対する処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(提案理由)

暴力団員の市営住宅への入居等を制限することとするため